

※【 】内には、申請要領（県外建設業者用）の該当ページを記載しています。

【申請要領P7】

Q1 健康保険料、厚生年金保険料の未納でないことの証明書については、各年金事務所が発行する社会保険料納入確認書でもよいのか？

A1 原則、社会保険料納入証明書の提出とするが、対象となる証明期間での発行ができない場合は、社会保険料納入確認書でもよい。

Q2 社会保険料納入確認書は下記①でも下記②でもどちらでもよいのか？

①（未納の有無を確認する場合のもの）	②（各月の納入額内訳を確認する場合のもの）

A2 どちらでもよい。

Q3 健康保険、厚生年金保険および雇用保険について審査基準日前2年間に保険料の未納の期間がない旨の証明書（定期申請の場合は令和4年10月分から令和6年9月分まで）は、保険料を払った領収書でもよいのか。

A3 領収書でもよい。

Q4 雇用保険料に係る証明書は、どこで取得できるのか。

A4 所管の労働局（福井県においては、福井労働局（春山合庁 福井市春山1丁目1番59号）にて取得すること。ハローワークでは取得できないため注意すること。

（参考）「労働保険料納入に係る証明について（依頼）」の様式については、福井労働局のホームページ（下記アドレス）から取得してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikisyu/119658.html

Q 5 福井県外の営業所に係る社会保険等の未納がない旨の証明書は、どこで交付を受ければよいのか。

A 5 社会保険等の未納がない旨の証明書は、福井県内に所在する営業所等に係る分のみ提出すればよい。

Q 6 雇用保険料を労働保険事務組合に委託して納めている場合において、雇用保険の未納でないことの証明書は、労働保険事務組合が発行する証明書でもよいのか。

A 6 労働保険事務組合が発行する証明書でもよい。

Q 7 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入が「有」の場合は、審査基準日前2年間に保険料の未納の期間がない旨の証明書（提出書類のNo.8）は提出不要なのか。

A 7 提出は必要である。提出が不要なのは、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、加入の有無が「適用除外」となっている保険についてである。

Q 8 データ送信後に入力誤りがあることに気付いたが、再送信することはできるか。

A 8 申請受付期間内であれば何度でも再送信することはできる。最後に送信されたデータを有効な申請データとする。再送信する場合は、訂正した項目を含めたすべての項目を入力すること。

Q 9 申請書の印刷や一時保存をする前に電子申請システムの画面をとじてしまったが、どうすればよいのか。

A 9 印刷や一時保存をしていなかった場合には、再度データの入力が必要である。

※データの送信をする前に印刷すること。

Q 10 データを送信した後に、送信したことが確認できるメール等は送られてこないのか。

A 10 送られてくる。

Q 11 資格申請をしない業種に係る様式も印刷されるが、提出しないとイケないのか。

A 11 この電子申請システムの仕様上、印刷する様式を選択することができないので、提出する必要のない様式については、廃棄しても構わない。

【申請要領P15】

Q 12 営業所調査書（様式第6号（その2））の事務所の状況における建物の延べ面積は、事務所の面積のみでよいのか。

A 12 事務所のみ面積でよい。

Q 1 3 営業所調査書（様式第 6 号（その 2））の記入について、業種は資格審査を申請する業種と建設業許可のある業種とどちらを記入するのか。

A 1 3 資格審査を申請する業種について記入する。

Q 1 4 営業所調査書（様式第 6 号（その 2））の記入について、「その他の職員の数」、「総職員の数」、「常用労働者数」はどのように記入すればよいのか。

A 1 4 「その他の職員の数」は、事務職員の数を記入する。「総職員の数」は、「法に基づく技術者の数」と「その他の職員の数」の合計を実人数で記入する。「常用労働者数」は、「総職員の数」に、法に基づく技術者には該当しない現場作業員を合わせた人数を記入する。

【申請要領 P 1 9】

Q 1 5 当社は 9 月決算で、例年、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の交付を 3 月下旬頃に受けている。誓約書で指定する令和 7 年 2 月 2 8 日までに提出できる見込みはないが、必ず提出するので、申請を受け付けてもらえないか。

A 1 5 資格審査の事務手続き上、令和 7 年 2 月 2 8 日までに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できない場合は、申請を却下する。令和 7 年 8 月に追加申請を受け付けるので、改めて申請すること。

【申請要領 P 2 1】

Q 1 6 委任状（様式第 1 1 号）は、福井県が指定する様式でないと受け付けてもらえないのか。

A 1 6 様式第 1 1 号に規定する事項に漏れがなければ、任意様式でも可とする。